

診療所（医科・歯科）を開設した皆様へ（個人開設）

～医療法等の届出手続きについて～

1 開設届、変更届等の副本

開設届、変更届等の「副本」は、届出等を行った証となる書類です。大切に保管してください。

2 届出事項の変更手続き

届出事項を変更した場合は、変更後 10 日以内に届出をしてください。

なお、★の項目は電子による申請も可能です。（令和 7 年 4 月～）

- ★・開設者（管理者）の住所、氏名（例：転居や改姓）
- ★・診療所の名称
- ★・開設場所の住居表示（例：区画整理等による変更）
- ★・診療科目
- ★・診療所の診療日時
 - ・構造設備・室用途（注 1）、敷地の面積
 - ・病床数、病床の種別ごとの病床数、各病室の病床数（注 2）事前にお問い合わせください
- ★・診療に従事する医師、歯科医師の氏名、担当診療科目、診療日時（注 3）
- ★・業務に従事する助産師の氏名、勤務日時（注 3）
- ★・診療に従事する看護師、診療放射線技師等の医療従事者（注 3）

注 1 構造設備・室用途を変更する場合は、事前にご相談ください。有床診療所の場合、別途一部変更使用許可申請が必要になる場合があります。

注 2 別途、東京都保健医療局医療政策部医療安全課への申請等が必要になる場合があります。

注 3 ・医師・歯科医師等医療従事者採用時（非常勤も含む）には、事前に免許証及び臨床研修等修了登録証（医師（平成 16 年 4 月以降の免許取得者）及び歯科医師（平成 18 年 4 月以降の免許取得者）が対象。以下同じ）の原本の提出を必ず求め、資格を有していることを確認してください。また、原本の写しを保管してください。変更を届け出る際は、免許証及び臨床研修等修了登録証の原本及び写しをお持ちください。

- ・診療所において医師が常時 3 名以上診療に従事する場合、専属の薬剤師を置かなければなりません。ただし、保健所長の許可を受けた場合を除きます。

3 診療用エックス線装置の備付・変更・廃止手続き

診療用エックス線装置を備付、変更、廃止したときは、10 日以内に届け出てください。

4 廃止・休止・再開

廃止・休止・再開した時は 10 日以内に届出をしてください。

5 新たに新規開設手続きが必要となる場合

- ・開設者が変わる場合（例：個人開設から法人開設へ）
- ・開設の場所が変わる場合（例：移転）

6 麻薬施用者の免許

疾病治療の目的で麻薬施用、処方せん交付を行う場合は、麻薬施用者免許が必要です。

窓口：東京都保健医療局健康安全部薬務課薬事免許担当 電話：03-5320-4503

問い合わせ先 東京都南多摩保健所 管理課 保健医療担当
電話 042-371-7661
〒206-0025 多摩市永山 2-1-5 令和 7 年 4 月作成